

## 四国がんセンター地域連携システム運営規定

(名称)

### 第1条

四国がんセンター(以下「当院」という)診療情報共有のための地域連携システムの名称は、四国がんセンター地域連携ネットワークと称する。

(目的)

### 第2条

この運用規定は、四国がんセンター地域連携ネットワークの円滑な運営を行うための基本的事項について定め、適正に利用することに資することを目的とする。

(システムの利用)

### 第3条

- 1 新たに四国がんセンター地域連携ネットワークを利用しようとする医療機関の利用者は、当院が定める参加申込書(様式1)により、誓約書(様式2)を添えて当院に申し込むものとする。
- 2 当院は参加申込書を受領したときは、速やかにID、パスワードを発行する。
- 3 患者の情報公開同意への説明及び同意取得手続きは、当院が定める参加同意説明書(様式4)、参加同意書(様式5)により行う。
- 4 患者の情報公開同意の撤回は、当院が定める同意撤回書(様式6)により行う。
- 5 当院は四国がんセンター地域連携ネットワークの利用を希望する医療機関の利用者に対し、利用を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知する。

(利用の中止)

### 第4条

利用者は四国がんセンター地域連携ネットワークの利用を中止する場合は、当院が定める中止届(様式3)を当院に提出する。

(資格の喪失)

第5条 四国がんセンター地域連携ネットワーク利用者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当院に中止届を提出し受理されたとき。
- (2) 開設者・利用者が死亡、または団体が消滅したとき。
- (3) 本運営規定に反する行為をしたとき。

(利用者の責務)

#### 第6条

- 1 利用者が、四国がんセンター地域連携ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律題48号)及び個人情報保護法を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、四国がんセンター地域連携ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での閲覧以外は他者に複製・公開・提供してはならない。
- 3 利用者は、情報セキュリティーに十分注意し、ID、パスワードを、利用者以外のものに利用させてはならない。
- 4 利用者は四国がんセンター地域連携ネットワークのセキュリティーを維持するために次の各号の措置をしなければならない。
  - (1) 適切なウイルス対策ソフトを常駐させ、常に最新のウイルス定義ファイルに更新しなければならない。
  - (2) メーカーがサポート終了したOS並びにソフトウェアを使用してはならない。
  - (3) P2Pファイル交換ソフトのインストール並びに使用してはならない。
  - (4) 違法なプログラムをインストール並びに使用してはならない。
- 5 四国がんセンター地域連携ネットワークの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じる場合は、事前にその旨を当院に届け出を行い、許可を得なければならない。

(利用時間、機能の変更等)

第8条 四国がんセンター地域連携ネットワークの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して事前に通知した上で運用を停止し、不定期の保守点検・修理の際は予告なく停止することができる。

付則

(施行期日)

この規定は、2019年4月1日から施行する。